

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第41号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例（平成12年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「規定する合計所得金額」の次に「であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年のもの」を加える。

附則に次の2項を加える。

（平成29年度における保険料率の算定に関する基準に関する特例）

12 平成29年度における保険料率は、第2条第1項の規定に関わらず、同年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 37,350円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 46,688円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 56,025円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 63,495円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 74,700円
- (6) 次のいずれかに該当する者 89,640円

ア 平成29年度における地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所

得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額からこれらの規定による特別控除の額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 100, 845円

ア 平成29年度における合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 123, 255円

ア 平成29年度における合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 138, 195円

ア 平成29年度における合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 149,400円

ア 平成29年度における合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 156,870円

ア 平成29年度における合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 164,340円

13 第2条第2項、第4条及び第4条の2の規定は、前項の規定による保険料率の算定について準用する。この場合においては、第2条第2項中「前項第1号」とあるのは「附則第12項第1号」と、「平成27年度から平成29年度までの各年度」とあるのは「平成29年度」と、第4条中「令第39条」とあるのは「令附則第20条」と、第4条の2中「第2条」とあるのは「附則第12項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取市介護保険条例第2条の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。